

# アメリカンフェスティバル2018 in SASEBO

## テナント出店要項

### 1. 出店条件等

#### ① 出店申込書の提出

- ・原則として佐世保市内、長崎県内の店舗及び団体に限ります。
- ・佐世保市内の事業所から37店舗程度及びそれ以外の県内の出店業者から5店舗程度（計42店舗程度）募集を致します。
- ・1屋号につき1店舗の出店とさせていただきます。
- ・当フェスティバルの趣旨に合っている飲食物の販売をして頂きます。
- ・メニュー表に英語表記及びドルでの販売を可能にして頂いた出店者を優先して、抽選会を進めさせていただきます。※7月6日(金)の出店業者抽選会の際に、英語表記のメニュー表をご持参して下さい。
- ・食品衛生法第52条の規定「固定店舗」における[営業許可書]写しの提出をお願い致します。（仮設2号、3号の営業許可書は不可）  
\*営業許可書の営業コードは必ず出店申込書に記入をお願い致します。
- ・申請時に1年以上、長崎県内に店舗を有して営業をしている者（飲食物調理出店においては店舗を有し営業許可を受けて営業している者で、実行委員会が必要と認めた者と致します。
- ・出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは代表者をいう。）が佐世保市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと。販売員等として暴力団員等を使用し、又は雇用していないで下さい。

#### ② 出店料金

- 料金 A. ミニッツパーク側 130,000円（テント1張 3.6m×5.4m）27張  
B. 総合病院側 90,000円（テント1張 3.6m×5.4m）5張  
C. ロータリーエリア 80,000円（車両販売のみ 車両1台2t以下）10台  
※車両販売者のみ車両電源使用可能。

会場 佐世保公園

期間 8月25日（土）26日（日）の2日間

ステージイベント時間帯

メインステージ

8月25日(土)10:00～21:00まで

8月26日(日)10:00～20:45まで

サブステージ

8月25日(土)10:00～18:00まで

8月26日(日)10:00～19:00まで

※販売時間帯は、両日10:00～21:00までとなります。

### ③ 出店料金に含まれる内容

※車両販売者は、電源のみ含まれます。

- ・テント設置料金 (A・Bエリアのみ)
- ・テント使用料金 (A・Bエリアのみ) (テント 1 張 3.6m×5.4m)
- ・テーブル (A・Bエリアのみ) (1,800×450 1台)
- ・折りたたみ椅子 (A・Bエリアのみ) (2脚)
- ・テント内照明用電源 (A・Bエリアのみ) (FW40W×2個 容量 920W)
- ・上記の電源工事費及び電源使用量 (全エリア)
- ・共用の飲食店用簡易給排水設備 (流し台) 1台設置

### ④ 出店料金に含まれない内容

(各自で準備いただくか、有料レンタルをご利用ください)

- ・1槽シンク (流し台) 3,500円/1台
- ・水タンク (1個当たり容量 20ℓ) 1,100円/1個
- ・電源コンセントの追加 1,600円/1個
- ・電源容量 500W の追加 5,000円
- ・駐車場 駐車場はご用意できません
- ・ゴミ処理費用 原則各自持ち帰り
- ・テント横幕 各テナントでご準備下さい

## 2. 出店業者 (テナント) において準備及び手続申請等が必要なもの

- ① 飲食店の場合、保健所への許可申請書 (1営業単位毎 2,000円程度)
- ② 火気使用出店者の場合は、各テナント 1台の消火器設置

## 3. 注意事項 (出店申込に関する通知事項)

出店申込は6月29日 (金) 必着です。郵送もしくは FAX での御申込み下さい。

今回の公募テナント数は、佐世保公園会場 32店舗・車両販売 10台程度とさせていただきます。協賛企業のテナントがある場合等、公募数等に変更がある場合がございます。

申込者多数の場合は抽選とさせていただきます。ただし、出店条件に合っている又は実行委員会が当フェスティバルの趣旨に合っていると判断された申込者を優先させていただきます。

抽選会を行う場合は、7月4日に抽選会を行います。抽選会に参加できない場合は実行委員会一任で抽選を行います。(抽選会を行う場合は連絡します)

出店決定者には7月6日 (金) 以降に (繰上げ出店者決定の場合は7月16日 (月) 以降に) 出店決定通知書と説明会のご案内を送付致します。尚、7月4日 (水) の抽選会の翌日から「出店決定者」と致します。

出店料金の振込期日は7月16日 (月) ※締め切り後3日のうちに確認が取れない場合は出店取り消しとなります。振込口座は、出店決定者に送付する資料に記載しております。尚、振込手数料は各自ご負担お願い致します。出店枠に空きが出た場合、出店権を得られなかった申込者の中から追加で「繰上げ出店決定者」を決定致します。

繰上げ出店決定者は7月20日 (金) 決定致します。また、繰上げ出店決定者の出店料金の振込期日は7月25日 (水) と致します。

7月27日 (金) にテナント出店者説明会を開催致します。(詳細は決定通知に記載)

#### 4. 開催中止に関する事項

参加者・ご来場者の皆様の安全の観点から、台風等の場合に、実行委員会の判断によってイベント・催事の開催を中止することがあります。

出店料金は、台風等によってイベント・催事が中止となったとしても、原則として返金致しませんのでご了承ください。

#### 5. 営業区分・許可申請に関する事項

出店に際し、品目・価格は自由ですが、販売する全商品をもれなく出店申込書へ必ず記載をお願い致します。(1テナント8品目まででお願いします)

特に、飲食関係は食品衛生上の観点から[現場で調理して販売するもの]、[販売のみのもの]に分けてすべてご記入お願い致します。

飲食物の出店業者は、佐世保市保健所のご指導により各テナント内1槽式流し台(又はそれに代わるもの)と、18ℓの水タンクを2個設置が義務付けられていますのでご準備下さい。

尚、流し台と水タンクをご希望される方は、出店申込書にご記入頂ければ有料にて貸し出し致します。

営業区分の判断や許可申請の有無につきましては、佐世保市保健所への確認をお願い致します。

**保健所へ申請が必要な飲食出店業者(テナント)は7月27日(金)の出店者説明会までに各自申請手続きを取られますようお願い致します。(約2,000円費用がかかります)**

**佐世保市食品衛生課 <http://www.city.sasebo.lg.jp/anzen/shokuhin/index.html>**

**7月27日(金)の説明会の際、保健所への許可申請書並びに領収書の写し(1部)・**

**誓約書(2部)・承諾書(1部)・売店出店許可証(1部)・食品衛生法第52条の規定「営業許可書」写し(1部)のご提出等お願い致します。(仮設2号、3号の営業許可書は不可)**

現場で調理を行う出店者は、管轄保健所の基準に従い、指導を遵守して下さい。食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行って下さい。

当日調理して販売する場合、保健所の指導要綱により調理方法や提供可能な食材が限定される場合がございます。(例:加熱していない具材を提供することや、加熱後の食材であっても包丁でカットする行為は出来ません)その為、申込書には営業内容を詳しく記載して頂き、許可申請の際に保健所へ詳細の確認をお願い致します。

アルコールの販売につきましては、アルコール度数10%以下のお酒、ビン類以外とさせていただきます。生ビールの販売は可能ですが、別途保健所の許可が必要です。ジュースの販売につきましては、メーカーは自由ですがビン類以外のものの販売をお願い致します。

**※キリンビール(株)がスポンサーについておりますので、ビールはキリンビールのみ販売と致します。**

ナイフ・モデルガン等の販売は禁止されているもののほか、公序良俗に反するものの販売はご遠慮をお願い致します。

## 6. 設営・当日の運営に関する事項

- ① 工事及び専用簡易給排水設備工事等は、設営業者が行うものと致します。
- ② 販売に際しましては、販売品及びのぼり旗や簾等、テント外にはみ出させないようにして下さい。
- ③ 飲食営業にあたり、衛生面・安全面に細心の注意を払い、万一事故が発生した場合には、当該出店者が全責任を負担することとなります。
- ④ 未成年へのアルコール販売は一切しないで下さい。
- ⑤ 入場者及び他の出店業者とのトラブルを起こさないで下さい。
- ⑥ 出店に際し、入場者に損害を与えた場合は、全責任を負担して頂きます。
- ⑦ 会場内への車両乗入は、実行委員会の指示に従うものと致します。
- ⑧ フェスティバル終了後は、決められた時間内に速やかに撤収を行って下さい。
- ⑨ ガソリン等の燃料取扱いは原則禁止致します。
- ⑩ 発電機の持ち込みはご遠慮下さい。
- ⑪ 使用済み木炭は各自お持ち帰りお願い致します。
- ⑫ 火気取扱いには細心の注意して下さい。
- ⑬ 売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他の不可効力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものと致します。

## 7. 禁止事項

出店者及び販売者は、次に掲げる行為をしないで下さい。

- ① 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- ② 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- ③ 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売をすること。
- ④ 許可された品目以外の物の販売をすること。
- ⑤ 拡声器及び音響機具類を使用すること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 8. 遵守事項

出店者及び販売員は、次に掲げる事項を遵守して下さい。

- ① 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で適正に処理して下さい。
- ② 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示して下さい。
- ③ 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する通行許可証を掲示して下さい。
- ④ 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、運営の支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了して下さい。
- ⑤ 服飾は、清潔なものを着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけて行って下さい。
- ⑥ 責任者は実行委員会が別途交付する ID カードを着用して下さい。
- ⑦ 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、佐世保市保健所の指導に従って下さい。
- ⑧ 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のため撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従って下さい。

## 9. 事故発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに実施本部に直ちに連絡するとともに、その指示に従うものと致します。又、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものと致します。

## 10. 許可の取消し

実行委員会は出店者が次の各号のいずれに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができます。

- ① 関係法令及び本要項に違反した場合。
- ② 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明した場合。
- ③ 前2項に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めた場合。

## 11. 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復した後、実施本部の検査を受けなければなりません。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができます。

## 12. 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものと致します。

ご不明な点がございましたら、下記の実行委員会まで必ず FAX にてお問い合わせ願います。

〒857-0852 長崎県佐世保市干尽町 2-5

観光交流センター2F Soup-Up させば内  
アメリカンフェスティバル実行委員会テナント係

**FAX : 0956-59-8151**